

しずおかエコオフィス実践プラン

(静岡県庁地球温暖化対策実行計画)

平成23年3月

静岡県

目 次

第1章 プランの基本的事項

1 基本的事項	
(1) プランの位置付け	1
(2) プランの目的	1
(3) プランの期間	2
(4) プランの対象範囲	2
(5) プランの対象となる温室効果ガス	2

第2章 目 標

1 温室効果ガス排出削減目標	
(1) これまでの状況	3
(2) 新たな温室効果ガス排出削減目標の設定に関する背景	4
(3) 温室効果ガス排出削減目標	5
2 その他目標	
焼却廃棄物排出量及び水・紙使用量削減	7

第3章 取組の内容

1 取組方針	8
2 取組の体系	8
3 具体的な取組内容	
(1) 職員の率先行動の継続と徹底	9
(2) 県有施設の省エネルギー化の積極的な推進	10
(3) 新エネルギー等の積極的な導入	11
(4) その他の施策	12

第4章 プランの推進

1 プランの推進体制	
(1) 推進体制（組織）	13
(2) 推進体制系統図	13
2 プランの推進方法及び公表	
(1) 推進方法	14
(2) 公表	15

参考資料

1 職員の率先行動の実践項目	
(1) 温室効果ガス排出削減のための取組	16
(2) 焼却廃棄物排出量及び水・紙使用量削減のための取組	17
(3) その他の取組	18
2 基準年度における温室効果ガス排出状況	20
3 静岡県庁地球温暖化防止率先行動計画について	22
4 県有施設への新エネルギー等の導入実績	22
5 グリーン購入の推進	23
6 環境に配慮した契約	24
7 ごみ削減作戦	25
8 省エネ法	25
9 静岡県地球温暖化対策推進本部	26

第1章 プランの基本的事項

1 基本的事項

(1) プランの位置付け

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律における位置付け

本プランは、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村が定めることとされている「温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画）」として策定しています。

また、地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、地域の温暖化対策を定める「区域施策編（※）」と自らの温暖化対策を定める「事務事業編」に区分され、本計画は「事務事業編」に相当します。

※ ふじのくに地球温暖化対策実行計画

イ 静岡県地球温暖化防止条例における位置付け

本プランは、静岡県地球温暖化防止条例第3条において規定する「県の責務として、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために講ずる措置を計画的に推進するための方針」としても位置付けています。

ウ 本県の諸計画における位置付け

本プランは、「静岡県総合計画」や環境部門の大綱である「静岡県環境基本計画」の目標を達成するため、地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進に関する方針を示すものとして位置付けています。

(2) プランの目的

「静岡県庁地球温暖化防止率先行動計画」（以下「前実行計画」という。）を引き継ぎ、自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図り、国及び県域で目標とする平成32（2020）年度までに基準年度である平成2（1990）年度比25%削減を達成するために必要な取組を推進します。

また、目標達成のために県が率先して地球温暖化防止に取り組むことにより、県民、事業者、市町等の主体的な取組を促進します。

(3) プランの期間

静岡県総合計画に合わせ、平成 23 (2011) 年度から平成 25 (2013) 年度までを計画期間とします。

(4) プランの対象範囲

知事部局、出納局、企業局、がんセンター局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会（県立の学校施設を含む）、静岡県警察（警察本部、各警察署等）が行う事務事業を対象とします。

また、上記が所管する指定管理者制度導入施設や管理を他者に委託している県有施設についても対象とします。

(以降、本プランの対象範囲を「県庁」と表記します。)

ア 対象範囲の考え方

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正（平成 20 年 5 月）により、全ての県有施設のエネルギー使用に関する一括管理を義務付けられたことに伴い、県が直接管理している施設に加え、指定管理者制度導入施設や委託により第三者に管理を行わせている県有施設等についても対象とします。

イ 本プランの対象範囲外の取組

県が行う公共工事や県主催イベントに伴う温室効果ガス排出量は範囲から除きますが、実施にあたっては環境に配慮した業務執行に努めることとします。

また、県に係わる公社及び外郭団体等にも、本プランに沿って温室効果ガスの排出削減に取り組むよう要請します。

(5) プランの対象となる温室効果ガス

二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、パーフルオロカーボンの 6 種類を対象とします。

第2章 目 標

1 温室効果ガスの排出削減目標

(1) これまでの状況

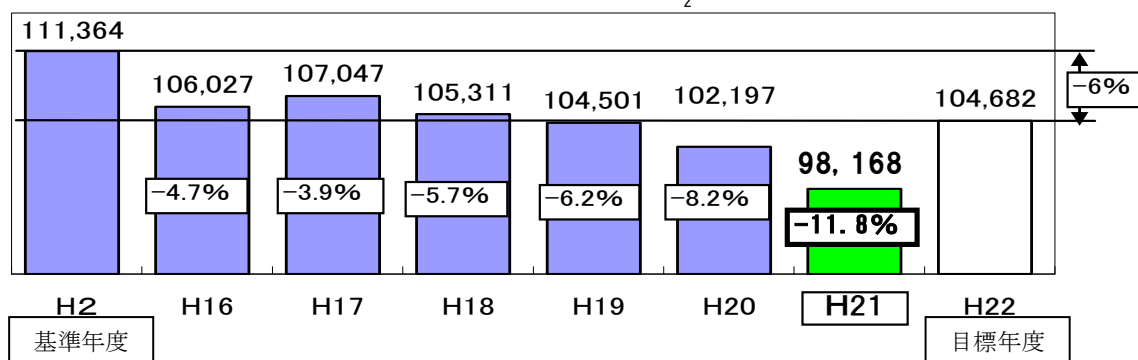
前実行計画は、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を平成 22 年度までに平成 2 年度比で 6 %削減することを目標としてきました。

部局単位の温室効果ガス排出削減計画制度の導入等様々な取組を推進した結果、平成 21 年度には平成 2 年度比 11.8%の削減を達成しました。

これは、施設運用改善等の業務見直しや職員の省エネ行動等による成果が貢献していることが考えられます。

排出量の 3 割を占める企業局の水道事業における工業用水道の送水量が景気動向の影響を受け減少したことも要因の一つです。

●温室効果ガス排出量（年度推移） 単位：t-CO₂（県立静岡がんセンターを除く）



また、県立静岡がんセンターについては、平成14年の開院当時から段階的な病棟の使用開始や新たな施設建設等が計画期間内で行われることに伴い、排出量が年々増加していくため、全体目標から分離し「単位面積当たりの温室効果ガス排出量を毎年度 1 %以上削減」する目標を定めました。

エネルギー使用の効率化に努めた結果、平成21年度においては、単位面積当たりの排出量を前年度比で3.5%削減し、目標を達成しています。

●県立静岡がんセンターにおける年度ごとの単位面積当たり排出量

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
単位面積当り排出量 (kg-CO ₂ /㎡)	210.4	208.1	206.6	204.2	198.6	191.7
前年度比 (%)	—	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 2.7	▲ 3.5

(2) 新たな温室効果ガス排出削減目標の設定に関する背景

ア 京都議定書と国、県の取組

平成 17 年 2 月に京都議定書が発効したことに伴い、国においては京都議定書目標達成計画に基づく取組を進めており、本県においては地域の推進計画である「ストップ温暖化しずおか行動計画」に基づく取組を進めてきました。

また、県自らの温暖化対策としては平成 13 年度から「地球にやさしい新世紀行動計画」を策定し、平成 18 年度から平成 22 年度までは前実行計画により、政府の京都議定書目標達成計画を踏まえ平成 2（1990）年度比で 6 %の温室効果ガス排出削減を推進しました。

イ 新たな国、県の目標

国際間では「ポスト京都議定書」の枠組みが検討されており、国においては、平成 22 年 1 月のコペンハーゲン合意に基づき、国連気候変動枠組み条約事務局に「温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比 25%削減」する目標を提出しています。

また、平成 22 年 3 月には、環境大臣から「中長期ロードマップ」（大臣試案）が発表され、我が国が平成 32（2020）年度に 25%の温室効果ガス排出量を削減するために必要な対策・施策の姿が提案されています。

本県においても、ふじのくに地球温暖化対策実行計画において、県民一人ひとりの意識の変革やライフスタイル、ビジネススタイルの変革を促す取組等を展開し、平成 32(2020)年度までに 25%の温室効果ガス排出削減を達成することとしています。

ウ 省エネ法の改正

省エネ法は、石油危機を契機として昭和54年に、工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めることを目的に制定され、平成22年4月1日からは、法律の規制範囲が工場単位から事業者単位に拡大されました。

このことに伴い、本県においても県有施設で使用されるエネルギー管理義務が課せられることとなり、より具体的な省エネの推進が求められています。

また、指定管理者制度導入施設や公社が管理する県有施設についても、施設所有者である県がエネルギーの使用状況について管理することとされています。

県庁では、省エネの推進を地球温暖化対策に位置づけ、省エネ法に関する推進体制を本プランの推進体制と連携させて取り組みます。

(3) 温室効果ガス排出削減目標

平成 25 (2013) 年度までに対象範囲の温室効果ガス排出量を基準年度
(平成 21 (2009) 年度) 比で 5 %削減します。

ア 考え方

ふじのくに地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス排出削減目標では、平成 32 (2020) 年度までに平成 2 (1990) 年度比 25%削減することを目標としており、目標達成のためには、県民、事業者、NPOや国、市町など、様々な主体との連携、協働を通じた取組が必要となっています。

県庁としても、これを実現するため率先して自らの温室効果ガス排出量の削減に努めることが必要です。

本プランでは、目標の設定に当たり、県民や事業者等に地球温暖化対策への率先取組を示すために、県総合計画の目標年度である平成 25 (2013) 年度までに削減すべき量を推計しました。

ただし、国の動向や関連施策を把握し、必要に応じて削減目標や対策の見直しを行います。

イ 基準年度

ふじのくに地球温暖化対策実行計画では平成 2 (1990) 年度を基準年度としていますが、県の事務事業が平成 2 (1990) 年度当時と大きく変わっていることから、本プランでは直近の実績が把握できる平成 21 (2009) 年度を基準年度とします。

ウ 算定の方法

本プランでは、これまで対象外であった指定管理者制度導入施設や管理委託実施施設を加え、算定を行います。

前実行計画で単位面積当たりの削減目標を設定していた県立静岡がんセンターについても、温室効果ガス排出量での算定を行うこととします。

(参考) 削減目標の設定について

1 ふじのくに地球温暖化対策実行計画の目標

ふじのくに地球温暖化対策実行計画では、県内の温室効果ガスを平成 32 年度までに平成 2 年度比 25%削減することとしており、このうち森林吸収量で 3 %削減を見込んでいます。本プランでは、この目標に合わせ、平成 32 年度までに平成 2 年度比で 22%削減を目指すこととします。

2 県庁の温室効果ガス排出量の推計

本プランで対象範囲に追加する指定管理者導入施設等は、平成 2 年度以降、現在に至るまで施設の増減があります。

そこで、指定管理者制度導入施設等の平成 21 年度排出量を前実行計画の平成 2 年度排出量実績に加え、本プラン対象範囲の平成 2 年度排出量と見なし、これをベースに 22%削減を達成する平成 32 年度の排出量を推計します。

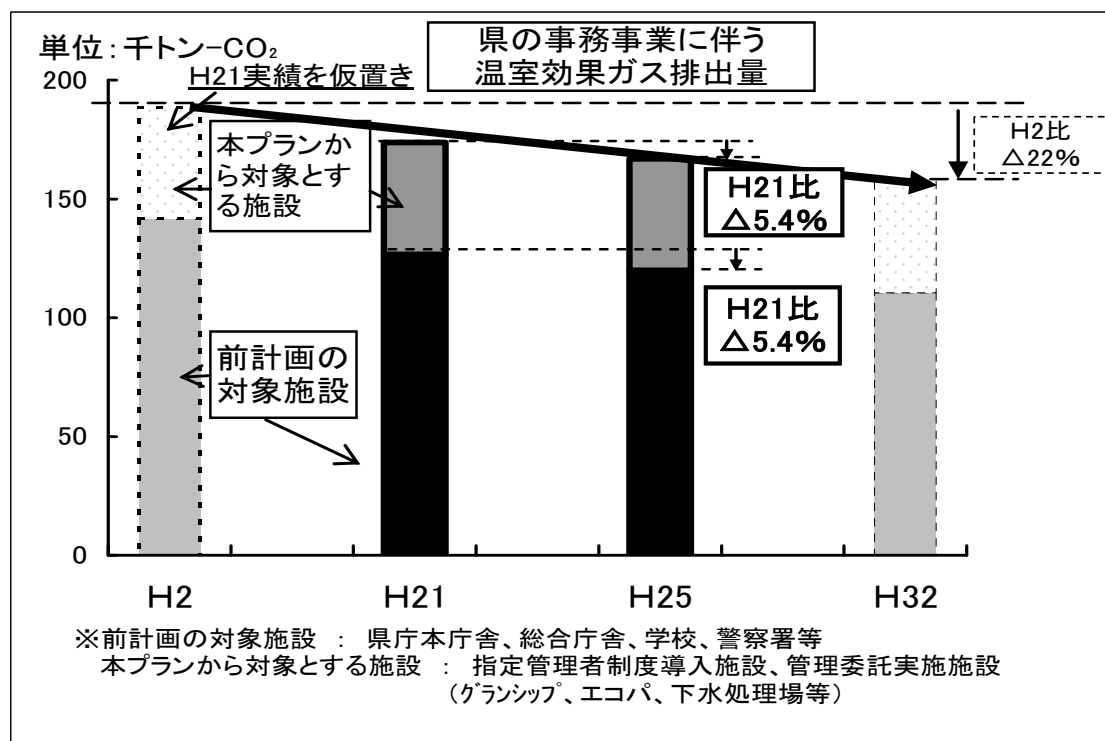
3 本プランで達成すべき温室効果ガス排出量の試算

平成 2 年度から平成 32 年度の排出量までの推移をもとに、本プランの計画終期である平成 25 年度時点での排出量を推計します。

4 平成 21 年度から平成 25 年度までの削減率の設定

推計した平成 25 年度排出量までの削減を達成するためには、平成 21 年度排出量からは約 5 %削減が必要であり、これを本プランの目標としました。

(参考) 目標設定のための推計 (温室効果ガス排出量)



- * 本プランでは、県庁全体として、平成 25 年度までに平成 21 年度比 5 %削減を目指します。
この目標を達成するため、県有施設の特性に応じて次のとおり削減目標の目安を設定します。

区 分	目標の 目 安	考 え 方
県立静岡がんセンター 県下水道公社が管理する 浄化センター(5 箇所) グランシップ	4 % 削減	省エネ法で規定するエネルギー管理指定工場等であるため、単位（床面積や処理水量等）当たりエネルギー使用量を前年度比で 1 %以上削減することを義務付けられています。 本プランでは、省エネ法の義務を満たすと同時に温室効果ガス排出量の総量においても毎年 1 %削減努力に取り組むことで 4 %削減を目安とします。
企業局	3 % 削減	環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 により環境負荷の低減に取り組んでおり、その中で平成 25 年度の温室効果ガスの排出量を平成 21 年度比で 2 %削減と見込んでいます。 本プランでは、これに更なる削減努力を推進することにより 3 %削減を目安とします。
上記以外の施設	6 % 削減	上記以外の施設は、職員の省エネ行動の着実な実践や、施設の管理運営により 6 %削減を目安とします。

- * なお、平成 25 年度以降も平成 21 年度比 5 %削減を達成する取組を続けることにより、平成 32 年度の県庁からの温室効果ガス排出量は、平成 2 年度比 22%削減と試算されます。
これは、地域の計画である「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」における民生業務部門の削減目標 17%を上回ります。

2 その他目標

○焼却廃棄物排出量及び水・紙使用量削減

(1) 焼却廃棄物排出量削減

「焼却廃棄物排出量」については、平成 25 年度までに平成 20 年度比で 7 %以上削減することを目標とします。

(2) 水・紙の使用量の削減

環境に配慮した率先行動として、水・紙の使用量削減に努めます。

第3章 取組の内容

1 取組方針

県庁の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量は、第2章で示したとおり、各種取組により順調に削減が進みましたが、これまでの取組を継続するのみでは、平成25年度の温室効果ガス排出量を平成21年度から更に5%削減する本プランの目標を達成することは困難です。

目標達成のためには、職員一人ひとりの環境配慮に対する意識を変革するとともに、県有施設の省エネルギーの推進や新エネルギー等の導入を図るなど、環境負荷が少ないビジネススタイルへの変革が必要です。

このため、本プランでは次の方針に基づき取組を推進します。

(1) 職員の率先行動の継続と徹底

部局別行動指針等により職員一人ひとりの環境配慮に対する意識を変革し、率先行動の継続と徹底を図ります。

(2) 県有施設の省エネルギー化の積極的な推進

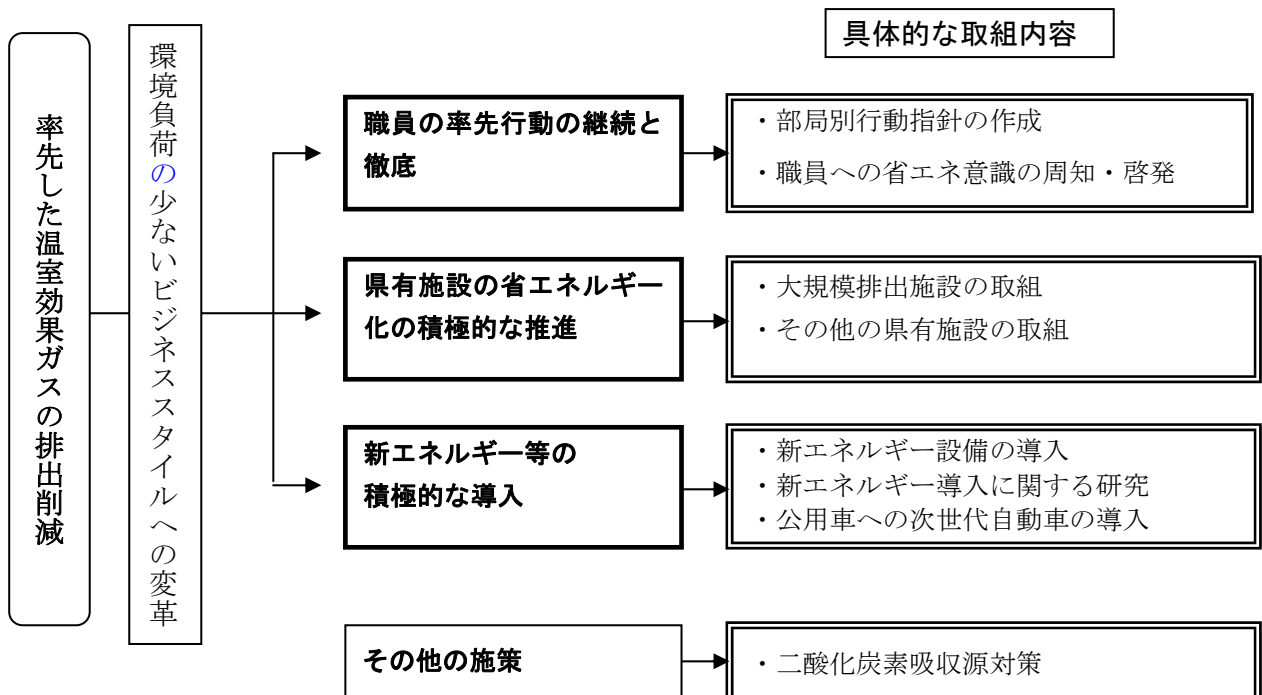
省エネ診断等による県有施設の管理運営の改善を図るとともに、施設の改修時期に合わせ高効率機器を導入するなど、県有施設の一層の省エネルギー化を計画的に推進します。

(3) 新エネルギー等の積極的な導入

環境産業の活性化や雇用の創出にも貢献する新エネルギー等を県有施設や公用車へ積極的に導入します。

2 取組の体系

地球温暖化対策を率先して推進するために、施策体系を以下のとおりとします。



3 具体的な取組内容

(1) 職員の率先行動の継続と徹底

ア 施策

取組の着実な実践と進捗管理等を行う指針の作成や、職員へ省エネ意識の周知・啓発を集中的に実施する強化月間の設定などにより、職員が一丸となって省エネルギーや環境に配慮した行動の継続、徹底を推進します。

また、職員が取り組むべき行動を率先行動の実践項目（P16 参考資料を参照）として示し、行動の目安とします。

(ア) 部局別行動指針の作成

部局別行動指針（以下「行動指針」という。）を作成し、職員の率先行動の着実な実践を図ります。所管する指定管理者制度導入施設等についても、行動指針の周知を徹底し、取組の実施状況について管理・指導を行います。

① 行動指針の作成

各部局は、本プランの内容の着実な実施を図るため、行動目標や推進体制、推進手法を設定した行動指針を作成します。

② 取組状況の把握・進捗管理

各部局は、行動指針で定められた内容に関し、職員の実施状況を把握するとともに、進捗管理を行い、一層の取組を推進します。

また、必要に応じて環境局職員による職場巡回指導を行い、実施状況の改善に努めます。

(イ) 職員への省エネ意識の周知・啓発

① 省エネ取組強化月間等を活用した省エネ情報の周知・啓発

○ 省エネ取組強化月間における啓発

エネルギーを多く使用する夏季・冬季に取組強化月間を設定するとともに省エネルギー行動の啓発を実施し、環境に配慮した率先行動の実践について、職場巡回やSDO掲示板等を活用し多面的に働きかけを行います。

○ 情報提供の充実

省エネや廃棄物削減の取組に有効な実施事例や、県有施設ごとの温室効果ガスの排出状況等、職員の率先行動の実践に資する情報を、環境局担当課から各部局や職員へ積極的に提供します。

(2) 県有施設の省エネルギー化の積極的な推進

ア 施策

大規模排出施設においては温室効果ガス排出削減計画書により主体的な取組を実施し、その他の施設においては、施設管理者の省エネに関する知識や技術の向上、省エネ機器の導入等、県有施設の管理運営改善や環境負荷の低減に最大限配慮した施設改修を計画的に進めることにより、県有施設の一層の省エネルギー化を推進します。

(ア) 大規模排出施設の取組

大規模排出施設については、静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書を作成し、計画的に温室効果ガス排出量の削減を推進します。

なお、企業局においては、大規模排出施設が数多くありますが、環境マネジメントシステムであるエコアクション2.1により環境負荷の低減に努めていきます。

◇大規模排出施設

省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場等に指定されている県有施設

- ・ 県庁本庁舎
- ・ 静岡コンベンションアーツセンター（グランシップ）
- ・ 西遠、狩野川西部、磐南の各浄化センター
- ・ 県立静岡がんセンター
- ・ 企業局寺谷浄水場
- ・ 企業局富士川浄水場
- ・ 企業局中島浄水場
- ・ 企業局駿豆水道五本松ポンプ場
- ・ 企業局柿田川工業用水道堂庭取水ポンプ場
- ・ 企業局東駿河湾工業用水道取水ポンプ場

(イ) その他の県有施設の取組

① 省エネ診断の実施と活用

県有施設の省エネ診断を実施するとともに、診断結果による対策を確実に実施するための支援を行います。

② 省エネセミナーの実施

県有施設管理者を対象として、省エネ技術に関するセミナーを開催し、共通のノウハウの伝達による省エネ対策の推進を図ります。

③ 省エネモデル事業の実施

LED等次世代照明や新たな高効率機器等の運用実証を行い、施設管理者対象の見学会等により県有施設への普及を図ります。

また、環境負荷低減やコストの削減等の導入効果に関する広報を積極的に行い、一般県民、事業者への普及の推進に努めます。

④ 庁内省エネ相談窓口の設置

県有施設における省エネ推進の具体的な方法や、設備の管理運営改善に関する一元的な相談窓口をくらし・環境部環境局環境政策課に設置し、省エネ対策を支援します。

(3) 新エネルギー等の積極的な導入

ア 施策

新エネルギーの導入は、地球温暖化対策に資する他、環境産業の活性化や雇用の創出に貢献することから、県有施設においても太陽光発電施設をはじめとする新エネルギー設備の導入を積極的に推進します。

また、今後本格的な普及が見込まれる電気自動車やプラグインハイブリッド車などの次世代自動車については、県が策定したEV・PHVタウン構想に基づき、官民一体となった普及促進の一環として公用車への導入を推進します。

(ア) 太陽光発電施設等新エネルギー設備の導入

県有施設の設備改修等に際し、新エネルギー設備の積極的な導入を推進します。

(イ) 新エネルギー導入に関する研究

小水力発電、温泉熱発電等の県施設への導入に関して研究を継続します。

(ウ) 公用車への次世代自動車の導入

公用車への次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車等）の導入を推進します。

◇県有施設へのこれまでの導入実績は巻末参考資料へ掲載

(4) その他の施策

ア 二酸化炭素吸収源対策

森林は、樹木が成長する際に大気中の二酸化炭素を吸収・固定する機能があり、温室効果ガスの削減に貢献しています。

こうした機能を十分に発揮できるよう、森林の適正な整備・保全に取り組みます。

(ア) 県有林の整備・保全

二酸化炭素吸収源の対象とする整備された森林の確保のため、「静岡県森林吸収量確保推進計画」に基づく県有林の森林整備を計画的に実施します。

(イ) 県産材の利用促進

しずおか木使い推進プランに基づき、公共建築物や公共土木工事等を対象に県産材の利用拡大を図ります。

また、間伐材や製材工場から排出される樹皮などの再利用・再資源化を促進します。

(ウ) 県営公園等の緑化推進

県営公園や県における街路整備等での緑化を推進します。

(エ) 「森の力」の回復

公益性が高く、森林所有者による手入れが困難な荒廃した森林に対し、「森林(もり)づくり県民税」を財源として、「森の力再生事業」により森林整備を行い、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養等の「森の力」の回復を図ります。

第4章 プランの推進

1 プランの推進体制

(1) 推進体制（組織）

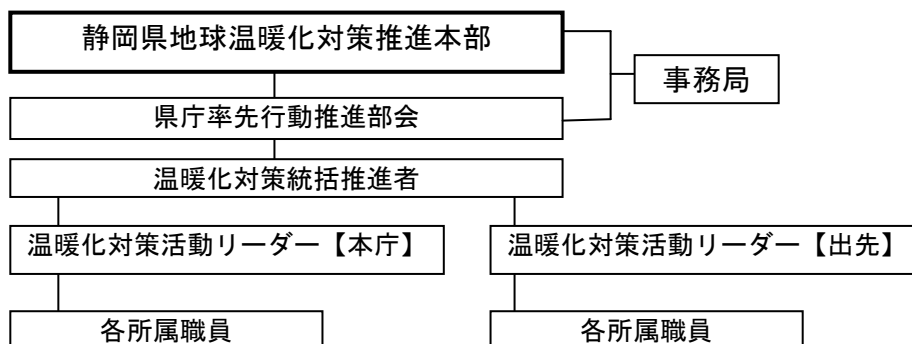
下表の体制によりプランを推進します。

区 分		役 割
管 理 組 織	静岡県地球温暖化対策推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理 ・実績評価 ・県の温暖化対策実行計画に関する決定
	静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定・見直し ・是正措置の検討 ・実施状況等の把握 ・省エネ推進方針の決定

区 分		構成等	役 割
行 動 組 織	温暖化対策統括推進者	各部局総務課長・総務監	<ul style="list-style-type: none"> ・部局内推進体制の統括 ・部局別行動指針の作成
	温暖化対策活動リーダー	【本庁】 各部各局主管課長等 【出先機関】 総務課長又は相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・所属、職員等への周知・改善指導 ・実施状況の把握、点検
	各所属	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・行動内容の実践 ・自己点検 ・行動内容の改善

区 分		役 割
事 務 局	くらし・環境部 環境局環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の取りまとめ ・研修の実施 ・先進事例等情報収集・提供 ・プラン取組実績の公表 ・外部監査の実施 ・省エネ法推進関係事務

(2) 推進体制系統図



2 プランの推進方法及び公表

(1) 推進方法

本プランは、P D C Aサイクルの運用により推進し、継続的なプランの改善を図ります。

また、静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会（以下「部会」という。）は、各部局の推進体制と連携しP D C Aサイクルの中心として活動します。

ア プランの策定（P l a n）

各部局は、本プランを出発点として取組を行います。

また、部会で検討された新たな施策やプランの見直しは、静岡県地球温暖化対策推進本部で決定し取組に反映させます。

イ 取組の実践と支援（D o）

(ア) プランに基づく取組の実践

各部局は、本プランに基づき、温暖化対策統括推進者等を配置し、部局別行動指針の策定や県有施設における省エネルギー化の推進、新エネルギーの導入など、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

(イ) 取組に対する支援

事務局は、省エネ意識の周知・啓発のための職員研修や省エネモデル事業の実施等により各部局の取組を支援します。

ウ 進捗管理（C h e c k）

(ア) 温室効果ガス排出量の把握及びフィードバック

事務局は、各部局からのエネルギー使用量の報告に基づき温室効果ガス排出量を毎月把握の上、各部局へフィードバックします。

(イ) 取組の修正

各部局は、事務局からフィードバックされた温室効果ガス排出量の状況により、必要に応じて取組の修正を行います。

(ウ) 取組状況等の把握

事務局は、事務局職員による各所属の取組状況の点検を行う巡回指導や環境カウンセラーによる点検評価及び改善方策等の提言を行う外部監査を実施し、各部局の取組状況を確認します。

併せて、職員を対象としたアンケート調査等により、取組状況の把握と取組に対する意識を把握します。

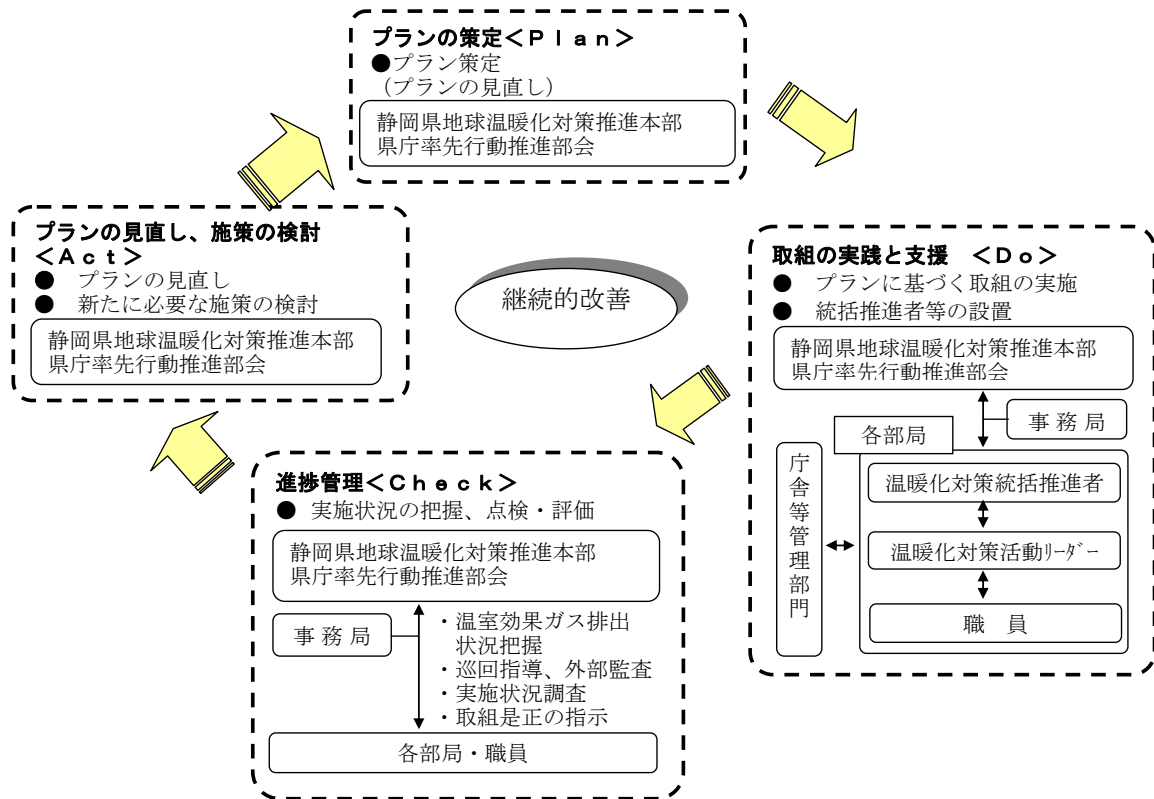
(エ) 部会における点検・評価及び是正指示

部会では、事務局が把握した温室効果ガス排出状況や取組状況を基に各部局の取組の点検・評価を行い、事務局から必要に応じて是正を指示します。

エ プランの見直し、施策の検討（A c t）

部会では、点検・評価の結果や国における温暖化対策の情勢等に基づき、プランの見直しや、新たに必要な施策を検討します。

オ 推進フロー



(2) 公表

温室効果ガス排出状況（削減状況）や取組内容、その他関連指標等プランの進捗状況を毎年度1回、環境白書、ホームページ等により公表します。

参考資料

1 職員の率先行動の実践項目

職員が率先して取り組むべき行動について、温室効果ガスの排出削減に直接的に効果のある取組と、廃棄物等の削減等により間接的に効果のある取組、その他地球温暖化対策の率先行動に関する取組に分けて、具体的な形で示します。

(1) 温室効果ガス排出削減のための取組

区分	取組内容	実施 チェック	
電気 使用 量 削 減	照明	【始業前】必要な部分のみ点灯する。	
		【昼休み】可能な限り全面消灯する。	
		【時間外】必要な部分のみ点灯する。	
		トイレ、通路等共用部分は、支障ない範囲で消灯する。	
		会議室、湯沸し、倉庫等は、未使用時は完全消灯する。	
		白熱球は蛍光球に取り替える。	
		照明器具はこまめに清掃する。	
	電気製品	未使用時にはパソコン、テレビ、ビデオ等は主電源を切る。 特に長時間離席する際はパソコンの主電源を切る。	
		支障ないプラグはコンセントから抜く。 (未使用時に抜いてよいコンセントには色テープを貼るなど明確にする。)	
		パソコン、コピー機等は省エネモードに設定し、省エネモードに切り替わる時間は業務に支障ない範囲で可能な限り短く設定し、適宜見直す。	
	エレベーター	エレベーターは効率良く利用する。 ・ 3階程度は階段を利用する。 ・ 行先階の近くの階に停止ボタンが押されていれば残りは階段を利用する。	
		夜間・休日等支障ない範囲でエレベーターを休止する	
	定時退庁	定時退庁日を徹底する。 ワーク・ライフ・バランス推進のため、仕事の効率化を図りできる限り早く退庁する。	
	冷暖房等 燃料 使用 量	冷暖房	冷暖房の使用する前に、出入口や窓の開閉等により自然通風を利用する。
		設定温度は、冷房；28℃、暖房；19℃を目安にする。	
		冷暖房効果の向上・維持のため、ブラインド等の活用や吸込口・吹出口付近に物を置かないなどを徹底する。	
		冷暖房機器始動時の換気（外気取り入れ）は止める。 (冷暖房始動時の消費エネルギー大)	
		空調機器のこまめな清掃を実施する。	
		建物の屋上・壁面の緑化を推進する。	
服装等		「クールビズ」、「ウォームビズ」を積極的に推進する。	
燃料	設備更新時にはCO ₂ 排出の少ない燃料（天然ガス等）への転換を推進する。 非常用発電機等に使用する燃料の備蓄量、交換時期は適正に管理する。		

区分		取組内容	実施 チェック
公用車 燃料 使用 量	移動 手段	出張等の際は、公共交通機関の利用や相乗りを推進する。	
		近距離の場合は、徒歩・自転車で移動する。	
		公用車使用の場合は、低公害車、低燃費車又は軽自動車を優先的に使用する。	
	エコ ドラ イブ	アイドリングストップを徹底する。	
		空ぶかし、急発進・急加速をしない。	
		タイヤの空気圧を適正に管理する。	
不要な荷物を積んだままにしない。			
車種 選定	公用車更新時等には、次世代自動車又は軽自動車や1000ccクラス車など排気量が少ない車種を優先的に検討する。		
試験 研究	施肥方法等栽培技術を改善し化学肥料削減を推進する。 (一酸化二窒素削減対策)		

(2) 焼却廃棄物排出量及び水・紙使用量削減のための取組

区分		取組内容	実施 チェック
廃 棄 物 排 出 量	『ごみ削減作戦』の水平展開 平成17年度から本格的に本庁舎で実施している『ごみ削減作戦』を出先機関も含めた全所属で実施する。実施に際しては、担当課職員で構成する「ごみ削減ワーキンググループ」等での検討を重ね、順次実施に移すものとする。		
	減量・ 再使用 化	マイカップ、マイ箸、マイ水筒等を使用し、使い捨て品の使用を減らす。	
		使用済みポスター裏面を使って名刺に再生する。	
		使用していない文具類は、回収して再使用する。(机の引き出しに眠らせておかない)	
	リサイ クル	分別排出・回収を徹底する。 再資源化が可能な廃棄物の分別を回収ボックス表示等で区分を明確にして、再資源化を推進する。	
		シュレッダーの利用は必要最低限とし、使用済み紙はリサイクルする。	
水 使 用 量	節水	蛇口には節水コマや自動水栓等の導入を推進する。	
		トイレには節水型トイレ、流水擬音装置の導入を推進する。	
		配管等の水漏れ点検を実施する。	
		手洗い等のとき、水を流したままにしない。	
雨水 利用	屋外散水等の雑用水として雨水を活用できるよう、雨水貯留タンク等の設置を推進する。		
紙 使 用 量	コピー 印刷	総合文書管理システムの活用によるペーパーレス化を推進する。	
		コピー前、後は必ずリセットし、ミスコピーを防止する。	
		印刷は必要最小限に、部数は必要部数とする。	
		両面コピー、両面印刷を徹底する。	
		文書の共有化、電子化を推進する。	
		スキャナを利用してデジタル化後、SDOメール、電子掲示板で職員等に配布、供覧する。	
	集約機能、割付機能などコピー機の機能をフル活用する。		
徹底的 使用	内部資料の作成は出来るだけうら紙(裏面が印刷可能な使用済み用紙)を使用する。		
	ファックス送信票は省略を原則とする。やむを得ず使用する場合は「送信票用紙」に鉛筆書きし、再使用する。		
	古封筒は繰り返し利用する。		

(3) その他の取組

区分	取組内容
環境に配慮した契約	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する諸契約における環境配慮契約の導入に関して、導入に関する課題点を整理し導入を検討する。 ・既に県本庁舎の電力調達において実施している「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」の導入拡大について検討する。
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」及び「環境物品等調達方針及び調達目標（以下「調達方針」という。）」により、優先的にグリーン製品等を購入する。 ・物品納入業者等には、物品の簡易包装など環境への配慮を要請する。
設計・施工・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「しずおかエコロジー建築設計指針」や「環境にやさしい公共建築物ガイドブック」に沿って、周辺環境、省エネルギー・省資源、建物の長寿命化、環境にやさしい材料の使用、廃棄物の抑制など環境に配慮した設計・施工を実践する。 ・「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」に基づき、公共事業での県産材利用や間伐材の使用を進める。 ・排出ガス対策型など環境に配慮した建設機械等の使用に努める。 ・雨水浸透工法など地下水保全に努める。 ・水質汚濁物質などの処理施設の適正管理に努める。
建設副産物リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物等について、発生抑制、再利用、適正処理を推進する。 ・「静岡県における建設リサイクル推進計画2009」により、建設副産物の減量化・リサイクル等を推進する。 ・「静岡県リサイクル認定製品」の利用促進を図る。
試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排泄物からのメタンガスの燃料等への利用研究を推進する。
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の募集や協定書内容に省エネ、温室効果ガス排出量削減への配慮を行うことを明記する。
委託事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理等の委託先に、省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化や再利用、グリーン製品の使用など環境への配慮を徹底する。 ・庁内食堂業者に、調理くず、食べ残し等の発生抑制の工夫、脱水・生ゴミ処理等による減量化、堆肥化などを指導する。 ・売店業者に、不要な包装を控えるよう徹底する。 ・自動販売機設置業者に、省エネルギー型自動販売機への転換を徹底する。 ・外郭団体に対し、当該団体の事務事業に関する温室効果ガス排出削減のための行動を要請する。 ・来庁者に、公共交通機関や自転車等の利用を呼びかける。 ・来庁者に、県庁の省エネルギー・省資源への取組について理解を得るように努める。
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・省資源に配慮してイベントを運営する。 ・再利用可能な紙容器やシステムパネル等を積極的に利用する。 ・分別用ごみ箱、割り箸回収ボックスの設置などにより、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。 ・送迎バスにはアイドリングストップバスなどを採用する。 ・来場者に、公共交通機関や自転車、徒歩での来場を呼び掛けるとともに、駐輪場を確保する。

区分	取組内容
地域や家庭等における行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の清掃活動、リサイクル活動、環境ボランティア活動等の環境保全活動に積極的に参加するように努める。 ・ 環境家計簿等を活用し、家庭における省エネルギー・省資源等の環境保全活動の実践に努める。 ・ 通勤時には、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努める。 ・ 買い物時には、マイバッグの持参に努める。

2 基準年度における温室効果ガス排出状況

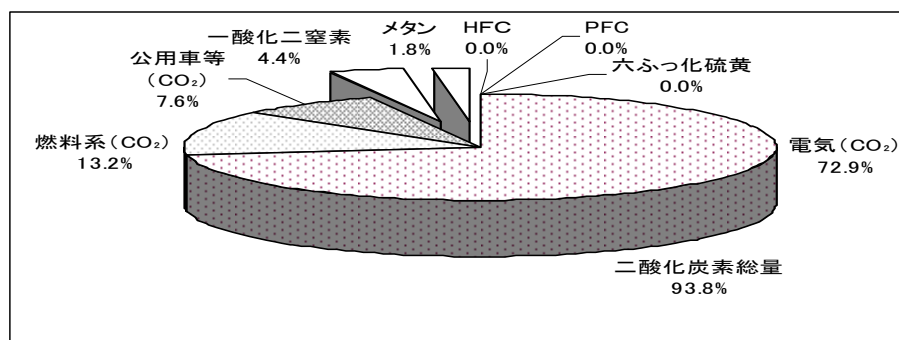
本プランの基準年度（平成 21 年度）における温室効果ガス排出量は、3 ページで示した前実行計画の平成 21 年度実績に、本プランから新たに対象となる指定管理者制度導入施設等の排出量を加えたもので 160,192 t-CO₂ となります。

(1) 温室効果ガスの種類別内訳

県庁の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を種類別に分けると、93.8%を二酸化炭素が占めています。二酸化炭素については、さらに由来別に分類しています。

区 分	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	主な排出源
二酸化炭素	150,224	93.8	
電気由来	116,784	72.9	送水ポンプ稼動、照明、空調
燃料由来	21,187	13.2	空調
公用車等由来	12,253	7.6	公用車、船舶燃料
一酸化二窒素	7,068	4.4	公用車燃料、家畜排泄物等、肥料、下水処理
メタン	2,856	1.8	公用車燃料、家畜排泄物等、下水処理
HFC	37	0.0	カーエアコンからの自然漏洩
六ふっ化硫黄	7	0.0	大型変圧器からの自然漏えい
PFC	0	0.0	平成 21 年度現在使用実態なし
合計	160,192	100.0	

●温室効果ガス排出量の種類別の構成比（グラフ）



(2) 事業部門別排出量

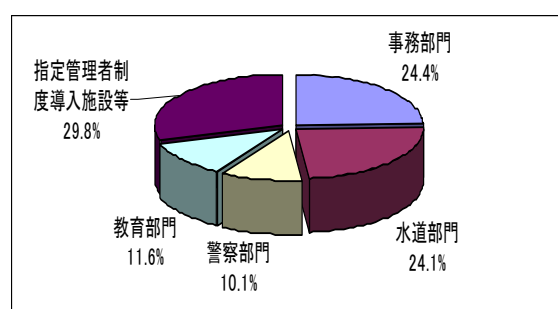
業務の性質により、次の5つに分類して表します。

- ・事務部門 … 一般的な県の事務事業を行っている部門
〔 知事部局、出納局、がんセンター局、議会事務局及び各種委員会事務局 〕
- ・水道部門 … 企業局
- ・警察部門 … 静岡県警察（警察本部、各警察署等）
- ・教育部門 … 教育委員会（県立高校、特別支援学校等）
- ・指定管理者制度導入施設等 … 指定管理者制度導入施設及び管理を他者に委託している県有施設等

○部門別排出量

部 門	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
事務部門	39,028	24.4
水道部門	38,618	24.1
警察部門	16,232	10.1
教育部門	18,640	11.6
指定管理者制度導入施設等 (※)	47,674	29.8
合計	160,192	100.0

●温室効果ガス排出量の部門別構成比(グラフ)



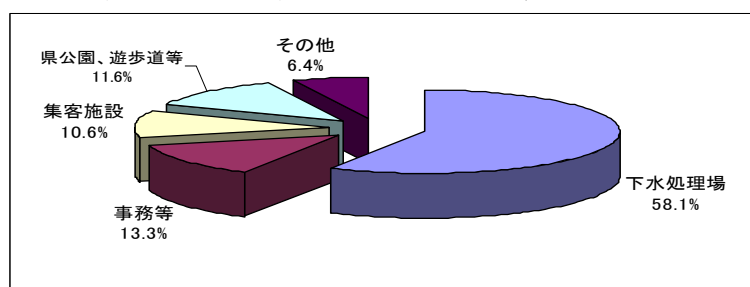
※ 指定管理者制度導入施設等

指定管理者制度を導入している施設の他、施設を第三者に管理委託している施設、防災無線局や大気測定局等の測定・観測機器等が該当します。

○指定管理者制度導入施設等の内訳

施設	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	備 考
下水処理場	27,709	58.1	県内5箇所の浄化センター
事務等	6,343	13.3	社会福祉会館、労政会館等
集客施設	5,040	10.6	劇場等（グランシップ、エコパ等）
県公園、遊歩道等	5,545	11.6	県立公園、運動関連施設、遊歩道等
その他	3,037	6.4	研修施設、保護施設、空港（周辺部）、測定・観測機器、倉庫等
合計	47,674	100.0	

●指定管理者制度導入施設等の温室効果ガス排出量の構成比(グラフ)



3 静岡県庁地球温暖化防止率先行動計画について

(1) 概要

計画期間	平成 18 年度から 22 年度（5 年間）		
対象範囲	県直営のすべての事務事業（教育委員会、警察等含む）		
基準年度 及び 削減目標	平成 2 年度比 6 %削減 県立静岡がんセンターについては全体目標から分離し、削減目標を別途設定 （単位面積当たりの温室効果ガス排出量を毎年度 1 %以上削減）		
対策等の 内 容	項 目	内 容	
	削減 対策	小単位計画 制度導入	・各部局は独自に削減計画を作成 ・大排出所属（省エネ法対象）は別に削減計画作成
		ESCO 事業推進	・施設の省エネルギー化を図る手法として、ESCO事 業を推進
		小規模自前 ESCO推進	・削減可能光熱水費・設備更新予定等を踏まえた省エネ 効果の高い改修工事や設備等の導入を推進
		新エネルギー等 の率先導入	・「しずおか新エネルギー等導入戦略プラン」に基づく 率先導入
	情報共有 支援	省エネ実践 DB活用	・省エネアイデアの登録、検索 ・省エネ相談をSDO上で実施 ・民間アイデア募集・活用 ・優秀な提案（所属実践）を表彰 ・「ひとり一改革運動」と連携
排出量の適時・ 迅速算定		・SDO活用による算定データ収集の効率化 （毎月算定）	
措置状況の公表		・全体及び部局単位の措置状況（温室効果ガス排出状況、 具体的取組等）を一括公表	

4 県有施設への新エネルギー等の導入実績

(1) 太陽光発電

導入年度	所在市町	設置場所	規模
平成 6 年度	牧之原市	環境放射線監視センター	20 k W
平成 10 年度	沼津市	愛鷹広域公園多目的球技場	0.6 k W
平成 16 年度	浜松市	企業局企業局西部事務所都田浄水場	50 k W
平成 17 年度	伊豆市	県営天城放牧場（現 家畜共同育成場）	4 k W
平成 19 年度	静岡市	県庁本館屋上	10 k W
平成 21 年度	静岡市	県立美術館	20 k W
平成 22 年度	磐田市	中遠総合庁舎	5 k W

(2) 風力発電

導入年度	所在市町	設置場所	規模
平成 8 年度	御前崎市	マリパーク御前崎内 「ぶんぶん」	300 k W
平成 15 年度	御前崎市	御前崎港内 「ウィンクル」	1,950 k W

(3) バイオマス

導入年度	概 要
平成 17 年 6 月	天城放牧場に、家畜排泄物や生ごみを利用した環境対策モデル施設（ガス化発電・熱利用プラント）を整備し、実証事業を実施中（発電量 450kWh/日）
平成 18 年 6 月～	県庁内の食堂等から回収した廃食用油を精製してできた軽油代替燃料（BDF）を県公用車（マイクロバス）に使用

太陽光発電施設（県庁本庁舎屋上）



BDF 使用公用車（マイクロバス）



5 グリーン購入の推進

県では、平成 13 年 10 月にグリーン購入法（国等による環境物品等の調達推進等に関する法律）に基づき「基本方針」を策定しました。

毎年度、国の特定調達品目の追加等に加え、県独自の品目の追加等、配慮事項見直しを行い改正しています。

また、物品納入業者等に対して、次のような要請をしています。

- ・ 低公害車、低燃費車等による配送やアイドリングストップなどの徹底
- ・ 納入物品等の包装の簡素化
- ・ 納入物品等の包装材や容器等について、物品納入業者等による回収・再利用

環境物品等の調達推進の基本的考え方

- 環境物品等の調達に当っては、以下の要件を考慮する。
 - ・ 製造、流通及び使用において、資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ・ リサイクルされた素材や再利用された部品を多く使用していること。
 - ・ 長期使用、再利用、リサイクルが可能な構造であること。
 - ・ 廃棄の際に、処理や処分が容易なこと。
- 事前に購入の必要性和適正量を十分検討し、購入総量を可能な限り抑制するとともに、環境物品等の計画的な購入に努めることとする。

6 環境に配慮した契約

温室効果ガスの排出削減について、契約の段階で環境負荷の低減を図るための考え方として、国では「環境配慮契約法基本方針」を定め、業務に関する諸契約について温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を示しています。

本県においては、平成 19 年度からの電力調達（県庁本・東・別館、西館）で、試行的に事業者の発電に係る二酸化炭素排出係数の上限（0.602kg-CO₂/kwh）を入札資格条件に設定し、平成 20 年度分、21 年度分は、県で実施した全ての電力調達入札にあたり、電気事業者の入札参加条件について、排出係数の上限を 0.555 kg-CO₂/kwh として実施しています。

平成 22、23 年度分の電力調達については国の方針を基に「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、本庁舎の電力調達入札において、排出係数、未利用エネルギーの利用率、新エネルギー導入率等の評価の合計点により入札事業者を選定し、電力調達契約を行っています。

今後、環境配慮契約の拡大に関する課題点を整理し、県で実施する電力調達入札への順次導入を検討します。

◇ 環境配慮契約法について

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 （環境配慮契約法）

公布 平成 19 年 5 月 23 日

施行 平成 19 年 11 月 22 日

<目的>

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを構築し、国や地方公共団体等の温室効果ガス等の排出削減を図り、民間レベルに波及させることで持続可能な社会の構築を目指す。

<対象となる契約>

- (1) 国、地方公共団体等の契約すべて
- (2) 国の基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定、平成 21 年 2 月 6 日変更閣議決定）により具体的な契約配慮の考え方を示している契約類型
 - ア 電気の供給を受ける契約：入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札
 - イ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約：総合評価落札方式
 - ウ 省エネルギー改修事業（ESCO）に係る契約：総合評価落札方式
 - エ 建築物に関する契約：プロポーザル方式

<地方公共団体に対する規定：環境配慮契約の努力義務>

- (1) エネルギーの合理的かつ適切な使用⇒使用量の削減（第4条）
- (2) 環境配慮契約の推進⇒供給サイドへの働きかけ
- (3) 環境配慮契約の推進に関する方針の作成（第11条 第1項）

7 ごみ削減作戦

循環型社会の構築及び温室効果ガスの排出削減に向け、県の事務事業において自ら率先して廃棄物の総量削減とリサイクルの推進に取り組むことにより、事業者、県民の主体的な取組を推進することを目的として、平成17年度から実施しています。

<目 標>

平成17年度の焼却廃棄物（シュレッダー処理を除く）排出量の月平均より10%の削減

<取組内容>

3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））の推進

- ゴミ箱の撤去、専用ダストカートの設置
- 裏面コピー、ファイルの再使用の推進
- 分別徹底による再資源化の推進

8 省エネ法

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）は、石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。

主にエネルギーの使用状況の管理及び報告の義務付けを規定しており、平成20年5月には、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門と家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的として、同法の対象範囲の拡大が行われました。

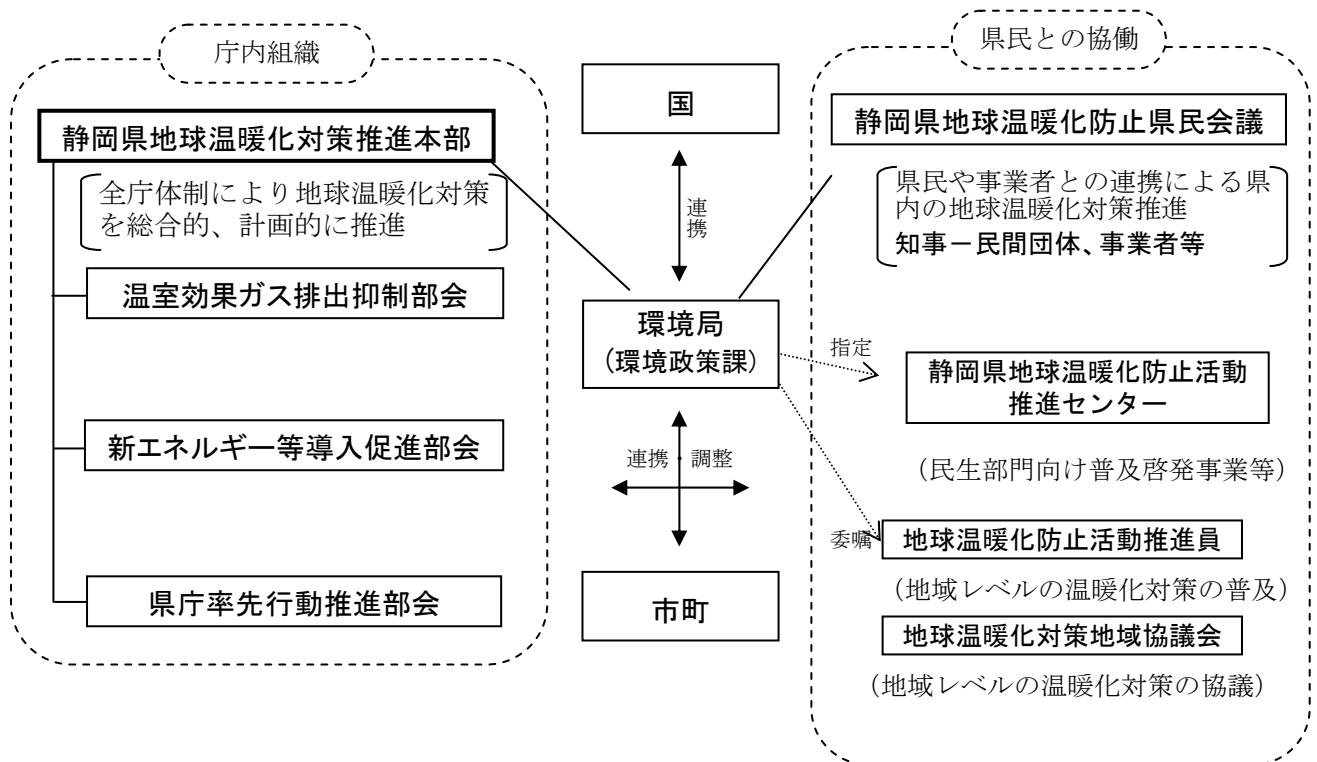
○主な規定内容

対象	内 容
工場・事業場に係る対策	<ul style="list-style-type: none">・事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）でのエネルギー使用量（原油換算値）の把握及びエネルギー使用状況の届出（エネルギー使用量の合計が原油換算1,500kl/年以上の場合）・フランチャイズチェーン事業者も特定連鎖化事業者として届出・特定事業者（特定連鎖化事業者）の指定・事業者単位でのエネルギー管理の実施

住宅・建築物に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積 2,000 m²以上の建築物（第一種特定建築物）は新築・増改築及び大規模修繕の際に省エネ措置を届出 ・床面積 300 m²以上 2,000 m²未満の建築物（第二種特定建築物）は新築・増改築の際に省エネ措置を届出 ・届出をした者は省エネ措置の維持保全状況を定期報告（第二種特定建築物のうち住宅を除く） ・大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入
-------------	--

9 静岡県地球温暖化対策推進本部（平成 21 年 1 月設置）

（1）体制図



（2）本部の主な所掌事務

- ・ 県内の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策の推進及び調整。
 - ・ 県内の新エネルギー等の導入促進を行うための施策の推進及び調整。
 - ・ 県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のための措置。
- それぞれの所掌事務の具体的な検討については各作業部会において行われ、本部で決定します。

(3) 静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会

ア 部会員名簿

区 分	部局名	職 名
部会長	くらし・環境部	環境局次長
部会員	経営管理部	総務課長、管財課長、営繕企画課長、設備課長
	企画広報部	総務課長
	くらし・環境部	総務監、環境政策課長、廃棄物リサイクル課長
	文化・観光部長	総務企画課長
	健康福祉部	総務監
	経済産業部	総務監
	交通基盤部	総務監
	危機管理部	総務課長
	出納局	会計管理課長、用度課長
	企業局	経営課長
	がんセンター局	がんセンター事務局総務課長
	県議会事務局	総務課長
	人事委員会事務局	総務課長
	監査委員事務局	総務課長
	労働委員会事務局	総務課長
収用委員会事務局	審理調整課長	
教育委員会	教育総務課長	
警察本部	会計課長	

イ 開催実績

回	開催日	議 題
第1回	H22. 3. 18	・静岡県庁地球温暖化防止率先行動計画の分析・評価 ・次期計画の策定方針、日程 ほか
第2回	H22. 5. 28	・次期計画の骨子案
第3回	H22. 9. 3	・次期計画（案）の概要
第4回	H22. 11. 26	・しずおかエコオフィス実践プラン（中間案） ・部局別行動指針（案）
第5回	H23. 2. 4	・しずおかエコオフィス実践プラン（最終案）



静岡県 暮らし・環境部 環境局 環境政策課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL : 054-221-2208・3781
FAX : 054-221-2940
E-Mail : kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp